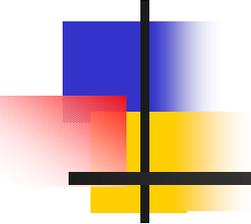


第2回「知的財産戦略会議」

弁理士から見た
日本が「知財創発国家」を樹立するための
知的財産戦略

平成 14 年 4 月 10 日

弁理士 小池 晃



目次

日本企業の競争力の低下	1
日本企業の競争力低下の要因	2
日本企業の競争力強化の方向性	3
提言1 知的財産権の多角的保護の推進	5
提言2 知的財産権の国際的保護への対応	6
提言3 知的財産創造社会の推進	7
提言4 知的財産戦略大綱の実施機関の設置	11
アクション・プログラム ~知財創発国家への道程~	12
参考1：ユビキタスネットワークとは	13
参考2：知的財産ビジネスアカデミー構想	14

日本企業の競争力の低下

- 日本の産業競争力は低下している。しかし、科学技術とそれに伴う知的財産の創造は優位に立ち、あるいは立とうとしている。視点を変えた**知的財産の戦略的展開**が競争力の優位性を取り戻す。

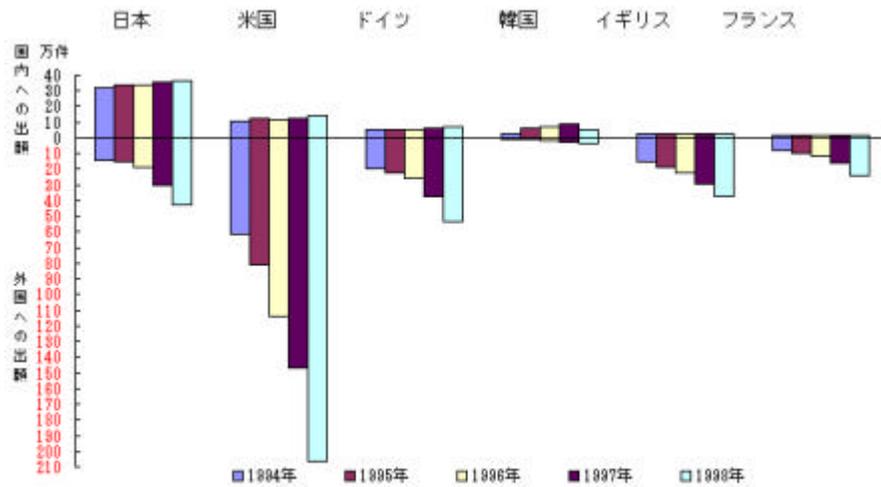
01年の貿易黒字の大幅減（32%）

世界的な景気低迷による輸出減 / 中国等のアジアからの輸入増加 / 国内メーカーの海外移転

アジアメーカーの競争力強化によるモノ作りのシフト

対中貿易	輸出	3兆7600億円
	輸入	7兆0200億円

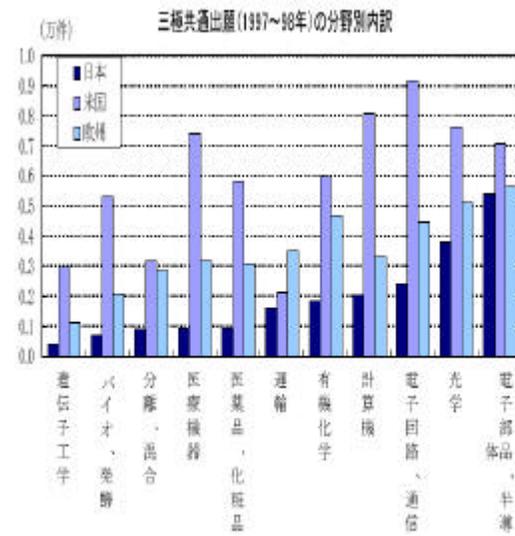
特許出願人の国内への出願・外国への出願推移



資料：WIPO統計

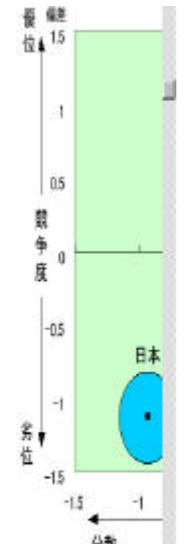
出典) 特許庁ホームページ

日本企業競争力



資料) データベースは作成 (備考) 三極のデータにおいて、出願件数が300件を超え5分冊を越す。

出典) 経済産業省ホームページ

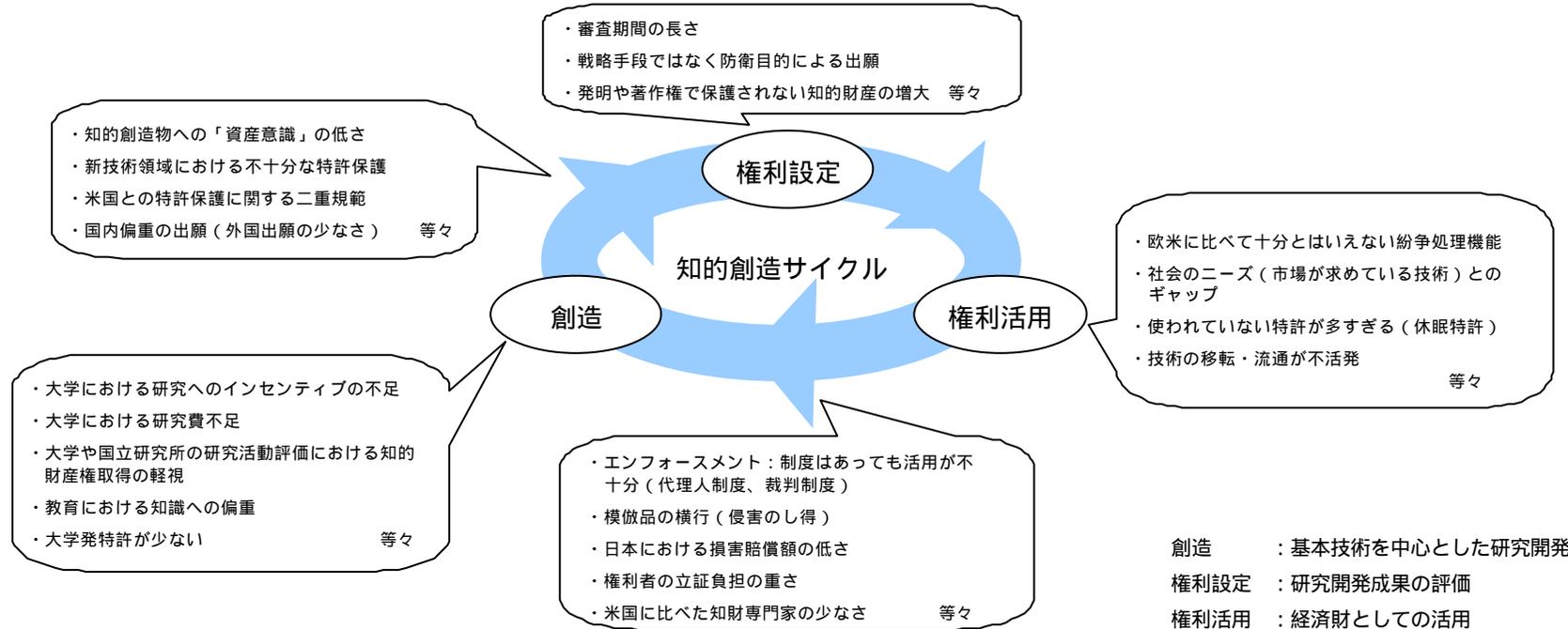
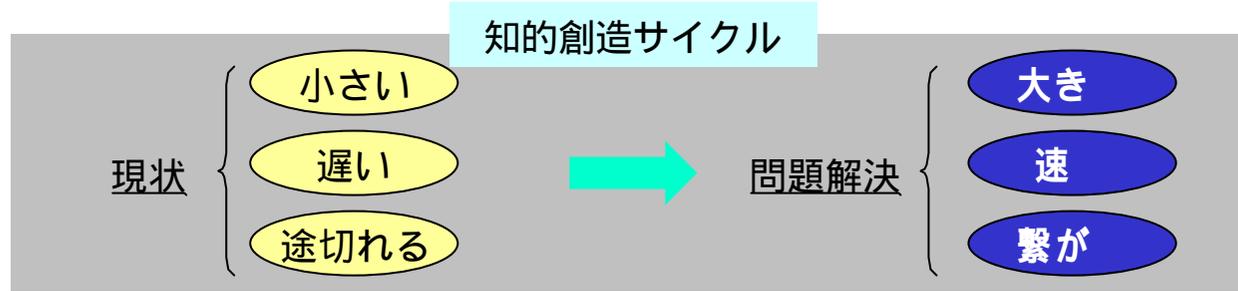


資料) 特許出願技術動向調査分析 (備考) 日米欧の出願上位企業を抽出

日本企業の競争力低下の要因

● 知的創造サイクル内には問題が山積

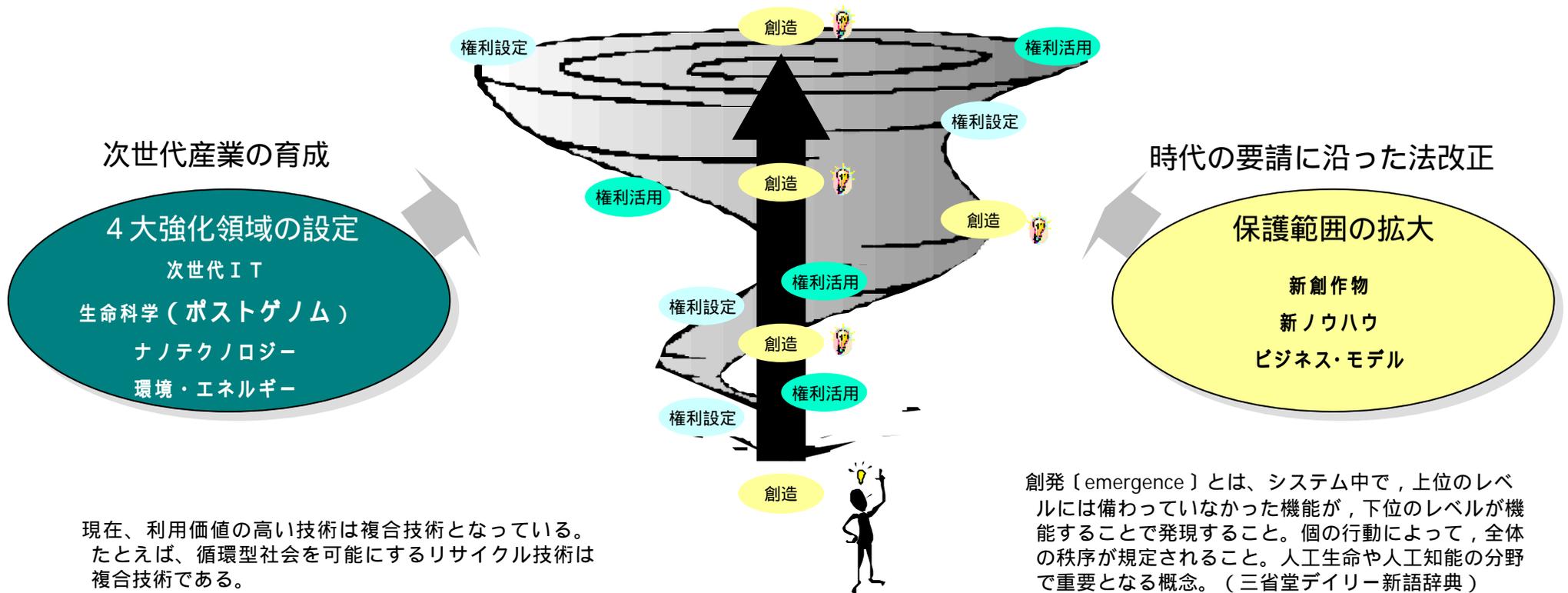
問題解決により、日本の産業競争力を強化



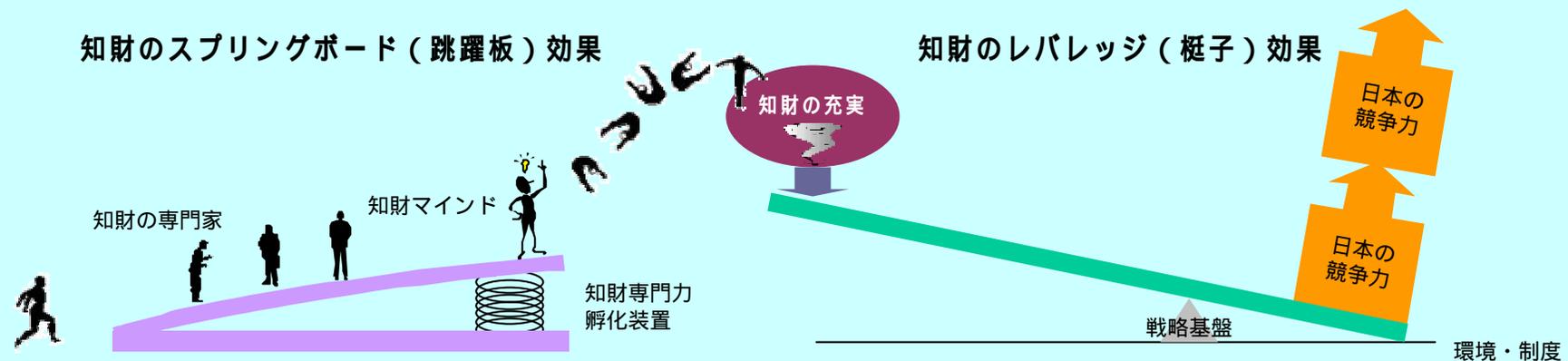
日本企業の競争力強化の方向性

- 一歩先を見据えたプロパテント政策が推進力となって、知的創造サイクルを高い次元へと持ち上げる。この正のスパイラルが日本企業を「勝ち組」へと誘う。

知財創発スパイラル



現在、利用価値の高い技術は複合技術となっている。
たとえば、循環型社会を可能にするリサイクル技術は複合技術である。



知財創発スパイラルを起こすためには・・・

- ◆ 中小企業やベンチャーに配慮した環境・制度
その財産を保護し、有効に活用するためには、研究開発への投資リスク負担や調査能力、裁判費用・時間に余裕のない中小企業やベンチャーにも配慮した、**ユーザーが知的財産を創造しやすい環境・制度**が求められる。
- ◆ 多様なスキルを持った人材の育成
最も重要なのは人材である。価値ある知的財産を創造する人材、知的財産に関する多様なスキル（法＋技術＋ ）を持ち、迅速な対応、国際的な対応、紛争処理能力を備えた**専門家の育成**が重要である。
- ◆ 戦略的基盤の整備
以上のような施策を推進し、期待に見合った成果を生み出すためには、中長期的な取り組みと、戦略的資金の投資が必要である。

提言 1 知的財産権の多角的保護の推進

●知的財産権の保護範囲の拡大

- 論文公表など価値ある積極公表に現状以上の利益を与えるべき。
- 日本が優位に立っている有用性のある新創作物を積極的に保護対象に含めるべき。発明は発見に近づいている。

< 日本の技術の優位性 >

遺伝子情報、ポストゲノム、コンピュータ・ソフトウェア

日本が優位に立っている領域

- ・ ユビキタスネットワーク（参考1参照）に繋がる情報機器はいずれも日本企業が相対的に強い競争力を持っている
（例：ゲーム機、i-mode[®]、セット・トップ・ボックス（受信機）、カーナビ、デジタルTV）
- ・ この情報機器分野においてはコンテンツも日本企業が強い分野である。（例：ゲームソフト、i-mode[®]ソフト）
- ・ ユビキタスネットワークのコンテンツは文字や数字の世界から、動画や音楽の世界に重心を移す。
- ・ 日本には光ファイバーネットワークの分厚い蓄積があり、この資源を有効活用するチャンスをもたらす。
- ・ 塩基配列解読装置に関しては、技術的には優位に立っていた。

日本が優位に立てる可能性のある領域（ポストゲノム研究）

構造ゲノム科学 / 無細胞タンパク質合成 / バイオインフォマティクス / 糖鎖工学 /

化学合成・酵素合成などによる糖鎖の解析・改変 / 再生医療（応用面を重視） /

ナノ技術との融合（DNAチップ、プロテインチップ、バイオセンサー、DDS、マイクロマシン）

提言2 知的財産権の国際的保護への対応

■ 条約への戦略的対応

知財戦略を組み込んだF T A（自由貿易協定）により、アジア諸国をW T O・T R I P Sの世界に誘導（模倣品の発生・流入に対する国益調整手段）。

国際的競争を有利に展開するためにもハーグ条約に戦略的に関与する必要がある。

知的財産権は益々サービス分野に移行すると考えられ、G A T Sへの対応も重要になる。

生物多様性条約への知財戦略と国益調整（アジア諸国とのゲノム情報の利害調整）。

■ 知的財産権のグローバル化への対応

競争がグローバルになるに従い、知的財産権も国際的に取得していくことが重要となり、国際的な権利化・保護が必要となる。知的財産情報には本質的に国境がなく、その国益としての国際的保護が不可欠。

■ ノウハウ不正流出防止の強化

人材流動化や生産拠点の国外移転・企業間アライアンス（提携）やネットワーク化などにより、営業秘密・ノウハウの流出が問題となっている。欧米並みの規制が必要である。



■ 秘匿特権の明確化（Attorney Client Privilege）

代理人と依頼人の基本的権利を明確化すべきである。

提言3 知的財産創造社会の推進

●知的財産マインドの向上

- 知的財産の戦略的重要性の認識を企業、大学・研究機関、行政、司法、一般国民へと広める。社会に知的財産マインドを醸成し、「**知財創発スパイラル**」を自発的に速く、大きく回す。普及・啓発活動が急務である。
- 中長期的には教育への導入によって、知的財産への感度を高め、発明・創造への興味・知的財産の尊重を促進する。



●知的財産化への支援

- これらの施策を促進するためには集中的・組織的・計画的な取り組みが必要となる。
 - TLOへの積極支援
 - 助成金などの権利保護・活用にかかる費用の内数化

●知的財産紛争への対応

■知的財産権訴訟への的確・迅速対応

➤知的財産専門裁判所

知的財産権の紛争を専門的に集中して扱う「知的財産専門裁判所」の設置（技術や発明に関する専門知識・審理ノウハウの蓄積）



■裁判外紛争処理（ADR）の推進

営業秘密の保護および紛争の早期解決の観点から、仲裁を含めた裁判外紛争処理（ADR）制度の充実を図り、紛争解決手段の多様化を促進する。

➤ADR基本法の制定

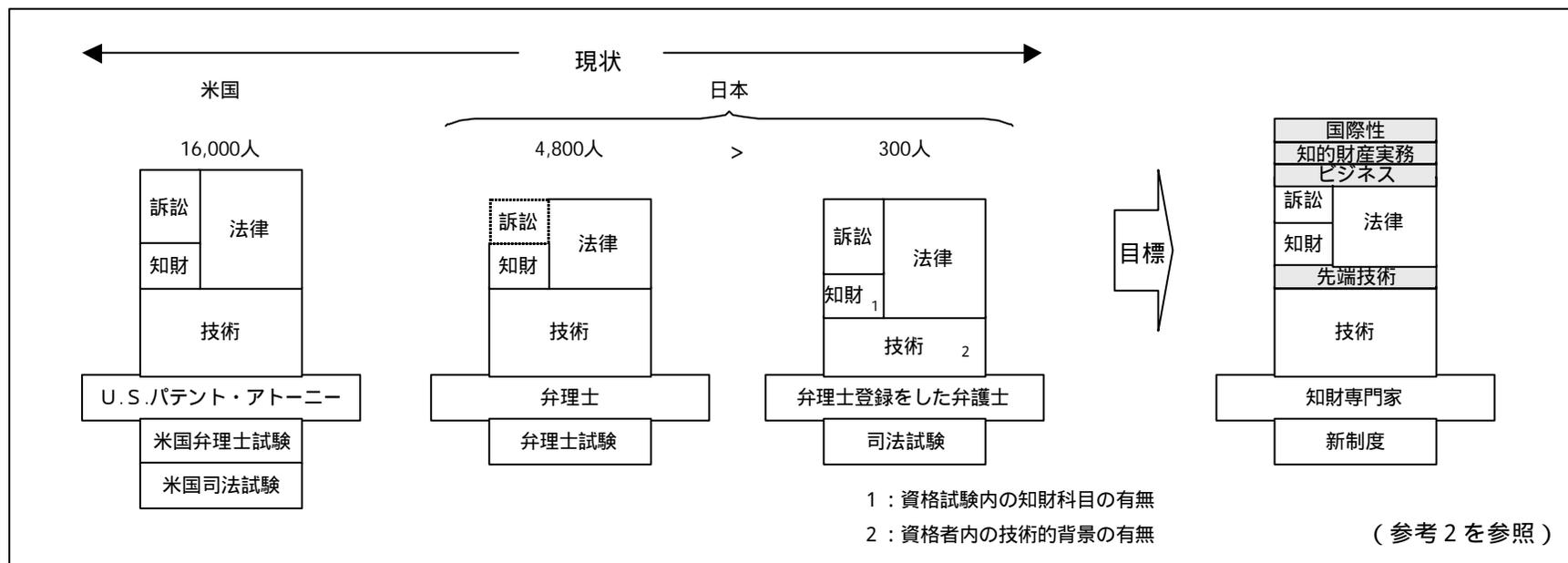


●知的財産専門家の充実

(技術+知的財産実務+ビジネス+訴訟+国際対応)

- 「知的創造サイクル(著作権等も含む)」に一貫して対応できる人材を育成し、米国のパテント・アトニーに勝るとも劣らない「新弁理士」「新弁護士」などの知財専門家とする。

- 知的財産に関する新たな専門家を養成する「知的財産ビジネスアカデミー」の設立(参考2参照)



■ 総合的な「知的財産研修センター」の創設



■ 知的財産に関する国家戦略などを研究する、内外に開かれた機関「知的財産分野の研究所」の創設



提言 4 知的財産戦略大綱の実施機関の設置

●知的財産戦略大綱を推進するために知的財産基本法を制定する。

■知財改革推進本部の設置

■その他

以下のものは順次解決していく必要がある。

【 大学・研究機関 】	【 行政 】	【 国際 】
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 長期的一般的な知財教育制度 (国民への知財浸透と独創的思想指導) ➢ 民間からの投資システム ➢ TLOと連携した専門家育成 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 審査官・審判官・裁判官の大幅増員 ➢ 補正の制限の見直し ➢ 国内優先制度の拡大対応 ➢ 優遇制度(税等) ➢ 不正競争への罰則強化 ➢ 知財顕彰制度の創設 ➢ 知財の証券化 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国際協調を通じた国際戦略の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東アジアを中心とした海外協力のあり方 ・ 世界特許のあり方 ・ 模造品対策 ・ アジア地域の弁理士制度の創設・支援 ・ 審査情報の相互利用 ➢ 知財侵害品の水際取締りの拡充 ➢ 国外での方法特許侵害品輸入禁止
【 企業 】		
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 発明者への相応の利益還元システム ➢ 外国出願の支援 ➢ 中小企業の知財獲得支援 		

等々

アクション・プログラム ~ 知財創発国家への道程 ~

日本の競争力

世界の範となる
知財創発国家の樹立

- ・ 知的財産研修センターの創設
- ・ 知的財産分野の研究所の創設
- ・ 裁判外紛争処理 (ADR) 制度の充実
- ・ 職務発明規定の見直し

知的財産専門裁判所の設置

- ・ 国際裁判管轄のルール作りへの対応
- ・ 初等教育からの知的創造教育

知的財産
ビジネスアカデミーの設立

- ・ TLOと知的財産ビジネスアカデミーとの連携推進
- ・ GATSの資格相互承認への対応
- ・ 模倣品対策
- ・ 高等教育における知的財産教育

知的財産基本法の制定

第1回
知的財産戦略会議

知財改革推進本部

2008



参考1：ユビキタスネットワークとは

「どこでも」ネットワークのことです。

パソコンに限らずTVやゲーム機などどんな情報端末からでもネットワークに繋げるシステムです。

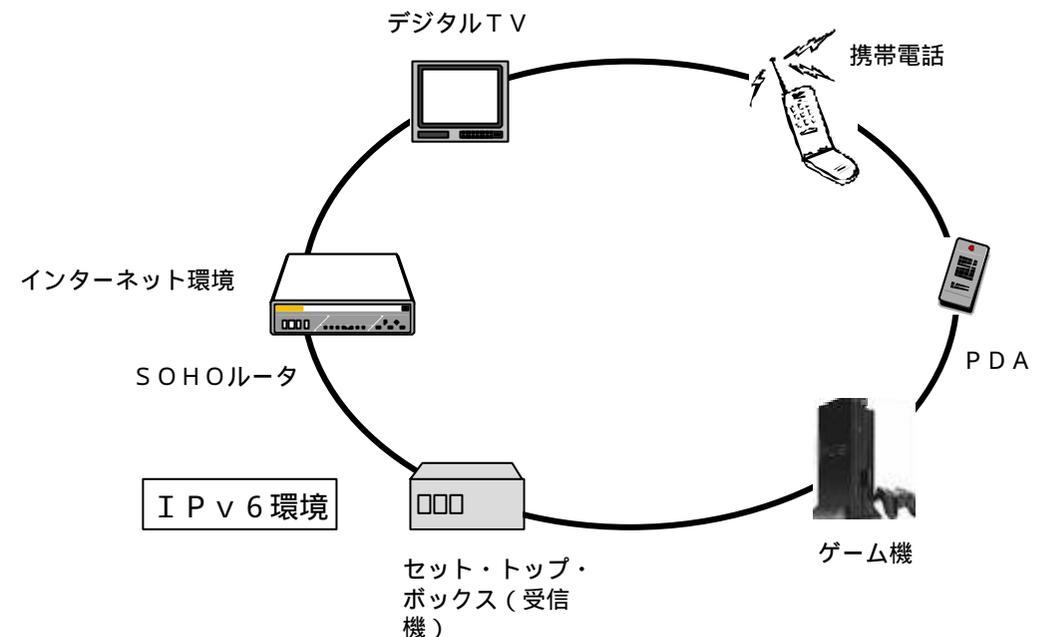
より詳しく言えば、

既存の情報端末がブロードバンドネットワークに接続され、音楽や映像などの広帯域情報がリアルタイムで伝送できるネットワーク環境

既存の情報端末とは、PDA、ゲーム機、カーナビ、セット・トップ・ボックス（受信機）、デジタルTV、携帯電話等をさす。

ユビキタスネットワークが成り立つ条件

- ・マルチモーダルなブロードバンドネットワーク
- ・情報機器のポータブルコネクタビリティ
- ・シームレスポータビリティをもつコンテンツ



参考2：知的財産ビジネスアカデミー構想

